

平成26年 藤枝市議会2月定例会

総務文教委員会委員長報告書
(議案審査)

平成26年3月19日

[本 会 議]

総務文教委員会に付託されました、議案12件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第21号議案「藤枝市職員定数条例の一部を改正する条例」、第22号議案「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、第23号議案「藤枝市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、第24号議案「藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」、第25号議案「藤枝市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」、第26号議案「藤枝市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」及び第27議案「藤枝市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」以上7件についてご報告いたしますが、質疑もなく、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第28号議案「消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例」について、本委員会に分割付託されました条項について申し上げます。

初めに、「消費税増税に伴う使用料の影響額について伺う。」という質疑があり、これに対して、「一般会計全体では、歳入で約220万円であるが、うち使用料分の消費税影響額は約127万円、総務文教委員会所管分では約63万円である。」という答弁がありました。

次に、「指定管理料への影響について伺う。」という質疑があり、これに対して、「全24施設の指定管理者のうち、瀬戸谷温泉ゆらく、駅南自転車駐輪場、入野及び桂島集会場の4施設については指定管理料を支払っていない。残り20施設の指定管理料の消費税増税の影響額は平成26年度予算で約1,500万円を見込んでいる。」という答弁がありました。

次に、「各会計での消費税増税による影響額について伺う。」という質疑があり、これに対して、「簡易水道事業で約30万円、公共下水道事業で約2,300万円、駐車場事業で約20万円、農業集落排水事業で約50万円、病院事業で約950万円、水道事業で約5,500万円の影響額を見込んでいる。」という答弁がありました。

次に、「市には課税義務はあるが、納税義務がない部分があり、その分は市民にも転嫁しなくてよいのではないかという議論があるがどうか伺う。」という質疑があり、これに対して、「消費税の転嫁については、地方公共団体の公の施設であっても免れるものではなく、法律に基づく転嫁をきちんと行うよう国からも強い指導が来ている。」という答弁がありました。

続いて、討論に入り、「消費税の引き上げを契機として市がどのような対応を基本的に行っているかを検証し、本市の姿勢は極めて抑制的であり、できるだけ市民の負担を大きくしないという姿勢が確認できたが、消費税増税には現在中止すべきという立場に立っており賛成できないため、反対する。」という討論がありました。

次に、「本年4月1日より、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、税負担の適切な転嫁を行うためのものである。

消費税法の趣旨からは、公の施設といえども、その利用に係る使用料等については、適切に転嫁をしなければならないものであるが、本市においては、市民負担が増加することに対し最大限に配慮した上で料金設定されており、やむを得ない対応であると理解する。

今後、各施設等に係る経費の節減とともに、更なるサービスや利便性の向上に努められることを強く要望し賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第29号議案「藤枝市国際観光ホテル等に係る固定資産税の課税の特例に関する条例」について申し上げます。

一委員より、「静岡市をターゲットに見劣りしない水準に設定したとあるが、どのような議論が行われたのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「藤枝市がこれから観光を盛んにしていくという意味では、今の国際交流客が静岡市に流れているのではないかと分析をし、そこをターゲットとして見劣りしない水準にしていくことが必要であると判断した。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第30号議案「藤枝市民会館条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

一委員より「本条例改正の要因について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「消費税の増税に関することとあわせ、持込音響電源の削除及びコンセント等の市民会館の備品の一部見直しを行うものである。」という答弁がありました。

続いて討論に入り、「第28号議案と同様の理由により反対する。」という討論と「第28号議案と同様の理由により賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第31号議案「藤枝市岡部宿大旅籠柏屋条例の一部を改正する条例」及び、第32号議案「藤枝市社会教育委員条例の一部を改正する条例」以上2件について申し上げますが、

質疑もなく、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。